



どんなときに使うの？ マイナンバーカード



マイナンバーカードは本人の申請により交付され、行政や民間サービス等で手続きが便利になるICカードです。新規の交付手数料は無料です。

■マイナンバーカードでできること

- ・本人確認書類になる（1枚で個人番号の提示と本人確認ができる）
- ・コンビニエンスストア等で住民票の写しなどの公的な証明書が取得できる※1（詳しくは下記をご覧ください）
- ・オンラインで確定申告ができる※2
- ・健康保険証として利用できる（詳しくは左ページをご覧ください）
- ・証券口座開設など民間のオンラインサービスで使える※2

■今後国で予定していること

子育てや介護の手続きがスマートフォンでできるようになる（予定）※1※2

マイナポータルで行政手続きができるようになる（予定）※3

将来的には運転免許証と一体化される（2024年度末予定）

※1 市区町村によってサービスが異なります

※2 マイナンバーカード読み取りに対応しているスマートフォンまたはICカードリーダーとパソコンが必要です

※3 マイナポータルとは、行政手続きの検索やオンライン申請がワンストップでできたり、行政からのお知らせを受け取ることができたりする自分専用のサイトです

コンビニエンスストアで住民票などを取得できます

マルチコピー機から証明書を取得できるサービスを行っています。

マイナンバーカードとカード取得時に設定した4桁の暗証番号が必要です。

※保守作業のため、令和4年1月19日（水）はサービスを停止します。

- 利用時間 午前6時30分～午後11時（年末年始とシステム等休止日を除く）
- 交付手数料 1通 200円
- 利用可能な店舗 セブン-イレブン、ローソン、ファミリーマートおよびフレンドマート日野店を含む平和堂の各店舗のマルチコピー機設置店舗で利用できます。 ※店舗営業時間内に限る
- 対象の証明書 住民票の写し（現在のもの） 住民票記載事項証明書 印鑑登録証明書
 町・県民税 所得証明書（前年分のもの）
 町・県民税 課税（非課税）証明書（現年度のもの） ※詳しくはホームページをご覧ください。

マイナンバーの通知カードの取り扱いについて

●現在お持ちの通知カード

最新の住所・氏名等が記載されていれば、経過措置として引き続きマイナンバーを証明する書類として利用できます。

●マイナンバーの通知

出生などで新たにマイナンバーが付番された方には、「個人番号通知書」が郵送されます。この通知書はマイナンバーを証明する書類として使用できません。

●マイナンバーを証明する書類は次の3点です

- ・マイナンバーカード（写真付き）
- ・マイナンバーが記載された住民票の写し
- ・通知カード（住所・氏名等が最新になっているもの）

マイナンバーカードが健康保険証として利用できます

全国の医療機関や薬局でマイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになりました。(※マイナンバーカードで受診できるのは、専用のカードリーダーが設置されている医療機関や薬局に限られます。詳しくは、厚生労働省のホームページをご確認ください)



厚生労働省
ホームページ

● どうやって使うの？

医療機関や薬局の受付で、マイナンバーカードをカードリーダーにかざし、本人確認を行った後、あなたの医療保険資格が確認できます。

● 利用には何が必要なの？

健康保険証として使うためには、事前にマイナポータルから登録の手続きが必要です。登録にはマイナンバーカードを読み取れるスマートフォンやパソコン、マイナンバーカードを取得した際に設定した4桁の暗証番号が必要です。



マイナポータル

● どんな良いことがあるの？

マイナポータルで特定健診の結果や今までに使った薬剤情報などを閲覧することができます。また、確定申告の医療費控除の手続きでも、マイナポータルを通じて医療費通知の情報を自動入力することができます。



マイナンバーカードの申請方法



スマートフォンで

- ①スマートフォンのカメラで顔写真を撮影する。
- ②交付申請書の2次元コードを読み込み、申請用WEBホームページにアクセスする。
- ③必要事項を入力の上、顔写真を添付し送信する。

郵便で

- ①個人番号カード交付申請書に必要事項を記入し、顔写真を貼り付ける。
- ②送付用封筒(切手不要)に入れて、郵便ポストに投函する。

パソコンで

- ①デジタルカメラで顔写真を撮影し、パソコンに保存する。
- ②交付申請書のホームページにアクセスし、申請書ID(半角数字23桁)と必要事項を入力し、顔写真を添付して送信する。

役場で

顔写真を無料で撮影し、オンライン申請を補助します。(所要時間30分)※要予約

【必要なもの】

本人確認書類(写真付きのものは1点、写真付きでないものは2点必要)

町内の郵便局で

マイナンバーカード交付申請用の顔写真撮影、申請書記入のサポートをします。

町内8か所の郵便局(簡易郵便局を除く)で行っています。

【必要なもの】 通知カード

まちなかの証明写真機で

- ①タッチパネルから「個人番号カード申請」を選択し、お金を入れて、交付申請書の2次元コードをバーコードリーダーにかざす。
- ②必要事項を入力し、顔写真を撮影して送信する。

◆ 問い合わせ先

【マイナンバーカードの申請・交付】 住民課 住民担当 ☎0748-52-6571

【健康保険証利用】 住民課 保険年金担当 ☎0748-52-6584

【コンビニ交付】 住民課 住民担当(住民票・印鑑登録証明書について) ☎0748-52-6571
税務課 住民税担当(税証明について) ☎0748-52-6570

【マイナンバー制度、マイナポータル】 企画振興課 企画人権担当 ☎0748-52-6552

